

鹿 児 島 県 公 報

平成24年9月11日（火）第2837号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更 (3件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (3件) (障害福祉課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (砂防課取扱い) 5
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (3件)
(南薩地域振興局取扱い) 6
(熊毛支庁取扱い) 6
(大島支庁取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1020 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
日置市伊集院町中川字本迫992番5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 1021 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

垂水市田神字蛸迫509番，510番，561番，562番，字下胡麻迫1240番丙，1241番乙，1242番，1242番1，1242番7，1243番1，1243番2，中俣字竹ノ崎1946番13，1947番イ，字御用ケ屋敷3828番イ，3828番ハ，3828番乙，3833番1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1022号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

垂水市市木字尾中野北平1725番，1725番乙，字登尾南1740番，1744番，字長谷比良2803番，2804番，2807番，2808番，2819番，新御堂字新光寺1314番乙，1314番丙，字塩水流1315番イの丙

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1023号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

肝属郡南大隅町佐多馬籠字折山2910番1，根占辺田字檜木平4657番から4660番まで，字瀧ノ上4940番1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1024号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号

2 認定の有効期限

平成27年9月24日

鹿児島県告示第1025号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
浜崎医院	霧島市隼人町東郷90番地	医療法人生成会	霧島市隼人町東郷90番地	濱崎 高裕	平成24年9月1日	短期入所療養介護

鹿児島県告示第1026号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
浜崎医院	霧島市隼人町東郷90番地	医療法人生成会	霧島市隼人町東郷90番地	濱崎 高裕	平成24年9月1日	介護予防短期入所療養介護

鹿児島県告示第1027号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		

とまと薬局市立病院前店	鹿児島市加治屋町8-6	平成24年 8月1日	精神通院医療
-------------	-------------	---------------	--------

鹿児島県告示第1028号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
はあと診療所	鹿児島市上荒田町29番18号パールシャイン年永1階	平成24年 9月1日	精神通院医療
十島村立中之島へき地診療所	鹿児島郡十島村大字中之島133番地	平成24年 9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1029号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
m y 薬局あいら	始良市西餅田3162-1	平成24年 9月1日	精神通院医療
有限会社淳芳堂田中調剤薬局	鹿児島市城西三丁目7番13-2号	平成24年 9月1日	精神通院医療
グリーン薬局	枕崎市折口町119番地	平成24年 9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年9月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志柄宮ヶ原福 山線	曾於市大隅町月野字池尾 3659番6地先から3651番3 地先まで	前	16.2~31.0	33.0
			後	16.2~18.4	33.0

鹿児島県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年9月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	京泊大小路線	薩摩川内市小倉町字堂階479番9地先から同市小倉町字坊主越1643番1地先まで	前	7.2～18.6	211.0
			後	10.4～23.5	211.0
伊仙亀津徳之島空港線		大島郡徳之島町井之川字新小増430番1地先から同町井之川字佐渡624番3地先まで	前	6.6～10.6	318.0
			前	11.6～27.4	320.0
			後	11.6～27.4	320.0

鹿児島県告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年9月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	京泊大小路線	薩摩川内市小倉町字堂階461番9地先から同市小倉町字坊主越1643番1地先まで	平成24年9月11日

鹿児島県告示第1033号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

なお、昭和54年11月28日鹿児島県告示第1643号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち花倉地区に係る区域の指定は、廃止する。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区 域
花 倉 地 区	次に掲げる標柱の1号から13号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と13号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域（鹿児島市吉野町9701番1を除く。） 標柱 標柱の所在地 1号 13号 鹿児島市吉野町9787番 2号 3号 4号 鹿児島市吉野町9701番15 5号 鹿児島市吉野町9701番14 6号 鹿児島市吉野町9701番13 7号 8号 9号 鹿児島市吉野町9813番 10号 鹿児島市吉野町9816番 11号 鹿児島市吉野町9828番 12号 鹿児島市吉野町9797番

鹿児島県告示第1034号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域 の 名 称	区 域
篠 川 4 地 区	次に掲げる標柱の1号から16号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と16号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	1号 大島郡瀬戸内町大字篠川字赤濱809番2
	2号 3号 16号 大島郡瀬戸内町大字篠川字赤濱808番
	4号 大島郡瀬戸内町大字篠川字赤濱807番
	5号 大島郡瀬戸内町大字篠川字上行791番
	6号 大島郡瀬戸内町大字篠川字上行788番
	7号 8号 大島郡瀬戸内町大字篠川字尾崎713番2
	9号 大島郡瀬戸内町大字篠川字上行790番
	10号 大島郡瀬戸内町大字篠川字尾崎685番3
	11号 大島郡瀬戸内町大字篠川字赤濱793番
	12号 大島郡瀬戸内町大字篠川字赤濱794番1
	13号 大島郡瀬戸内町大字篠川字赤濱800番
	14号 大島郡瀬戸内町大字篠川字赤濱804番2
	15号 大島郡瀬戸内町大字篠川字赤濱805番

南薩地域振興局告示第27号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年9月11日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人錦江会湯之里園ホームヘルパーステーション	指宿市東方828番地ロ	社会福祉法人錦江会	指宿市東方828番地ロ	肥後 光春	平成24年9月30日	居宅介護・重度訪問介護

熊毛支庁告示第5号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年9月11日

熊毛支庁長 宮野豊稔

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
わかさ園ホームヘルプサービスステーション	西之表市西之表16347番地	社会福祉法人ふよう会	西之表市西之表16347番地	大山 岑生	平成24年9月30日	重度訪問介護

大島支庁告示第26号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年9月11日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム ライフ	大島郡徳之島町 亀徳3316-6	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1	吉留 康貴	平成24年 9月1日	共同生活 援助

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第103号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年9月11日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRデジパチA-R-L	ベルコ株式会社	2P0647
ぱちんこ遊技機	CRデジパチA-RR	ベルコ株式会社	2P0686
ぱちんこ遊技機	CRゴロゴ13P4H9AZ	株式会社平和	2P0664
ぱちんこ遊技機	CR銀河英雄伝説 TR-Y	株式会社エース電研	2P0733
ぱちんこ遊技機	CR銀河英雄伝説 H-L-X	株式会社エース電研	2P0743
ぱちんこ遊技機	CR元祖ハロー！プロジェクトF P-S	株式会社藤商事	2P0796
ぱちんこ遊技機	CR元祖ハロー！プロジェクトF P-W	株式会社藤商事	2P0816
ぱちんこ遊技機	CRデラックス海物語MMC	株式会社三洋物産	2P0817
ぱちんこ遊技機	CRデラックス海物語HMB	株式会社三洋物産	2P0829
ぱちんこ遊技機	CRエヴァンゲリヲン7 L	株式会社ビスティ	2P0835
ぱちんこ遊技機	CRコブラN-KE	株式会社EXCITE	2P0849
ぱちんこ遊技機	CRヘルシング299F	豊丸産業株式会社	2P0853
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー覇-LORD-2Y	株式会社三共	2P0881
回胴式遊技機	キュインぱちすろ南国育ちY	株式会社オリンピア	2S0776